

平成二十九年二月二十二日提出
質問第八五号

外国人技能実習制度におけるサラブレッド生産に関する質問主意書

提出者 柿沢未途

外国人技能実習制度におけるサラブレッド生産に関する質問主意書

外国人技能実習制度は、アジアを中心とした開発途上国の青壮年が日本の先進農水技術等を習得したいというニーズに応え、将来的には日本農産品の輸出増までを見込める、我が国の近未来に有効な制度のひとつであると評価している。しかし、その対象職種は全面開放されておらず、日本の畜産業において付加価値が極めて高いサラブレッド生産は、近年の日本産馬の海外競馬競走における活躍が証明している通り、その生産育成技術が世界からも高く評価されているにもかかわらず、対象職種から除外されている。

- 一 サラブレッド生産が、外国人技能実習制度の対象職種とならなかった理由と経緯を明らかにされたい。
- 二 いくつかのサラブレッド生産の関連団体等から、サラブレッド生産も外国人技能実習制度の対象職種とするよう内閣府等へ要望が出されているようだが、政府はこの要望をどう受け止め今後どのように対処されるのか、方針を示されたい。

右質問する。